

三位一体改革について（決議）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、高齢化・少子化が進展していいる中、活動力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、安全で安心できる国土の実現を図るために、道路整備はますます重要なものとなつてゐる。

三位一体改革の議論において、今回、地方六団体がとりまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案」においては、第一期（平成十八年度まで）及び第二期（平成十九／二十一年度）を通じた改革として、道路特定財源による地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金を、骨太方針で示された三兆円の別枠として、廃止、地方譲与税化することについて検討するとされ、また、国直轄事業負担金については、これを廃止すべきとされてゐるが、これらは、今後の道路整備を着実に進めていく上で容認できないものである。

今後、政府においては、引き続き國・地方の適切な役割分担の下、道路整備が適切に推進されるよう、特に以下三位一体改革を進めるべきである。

一、道路特定財源制度については、「道路整備費の財源等の特例に関する法律」等により平成十五年度以降五年間の措置として、暫定税率、国と地方の配分、地方道路整備臨時交付金制度等を決定していふところであり、この時期に国と地方の配分の変更を行ふことは、道路整備のあり方全体の議論に波及し到底各方面の理解を得られないので、現行の枠組みを堅持すること。

二、地方道路整備臨時交付金及び国庫補助負担金は「選択と集中」の考え方のもと、箇所、時期を限定して集中的に投下しているものであり、これを譲与税化し機械的に配分すると、地域の二一ズとミスマッチが生じるなど必要な事業が大幅に遅延し、未だ整備の立ち遅れでいる地方の道路の整備に重大な支障が生じることから、その廢止・移譲は行わないこと。

三、国直轄事業負担金は、受益者負担として合理的な制度であり、これを廃止すると、新規のみならず継続中の事業実施にも多大な影響が生じることから、引き続き堅持すること。

右、総意をもつて決議する。

平成十六年八月二十七日

自由民主党政務調査会道路調査会
高速道路のあり方に関する検討委員会
沓桜山西江木崎木青木亀井静香
掛井本川崎木有京鐵幹雄
哲男新二子磨雄
陣渡野呂田芳成
内辺田衛藤二階俊博
孝喜聖士郎博
雄美喜子郎
根岩藤赤城綿貫
本井井賀城

國孝徳民
匠臣男誠彦輔